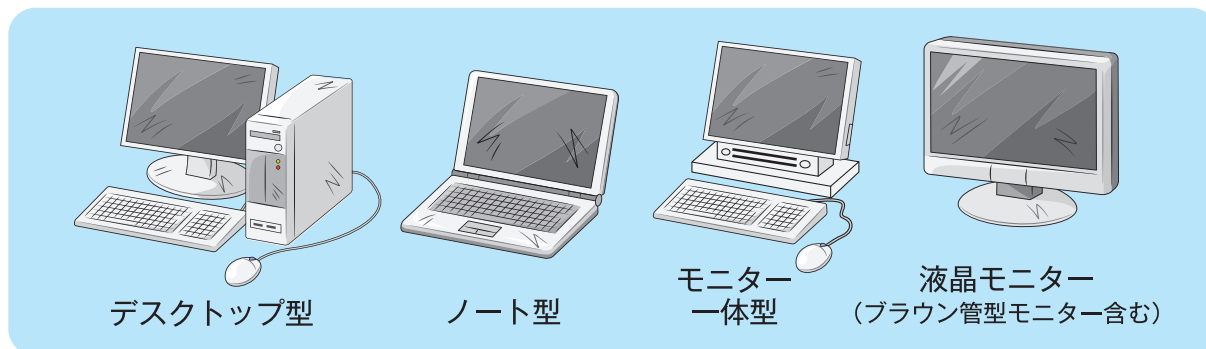


## パソコン

不用になった家庭用パソコンについては、平成28年4月1日よりクリーンセンターへ直接搬入できるようになりました。

また、これまで通り郵便局へ持ち込み、メーカー等に引き渡すこともできます。

### 対象となるパソコン



#### 1. クリーンセンターへ直接搬入の場合…「小型家電リサイクル法」

クリーンセンターへ直接搬入されたパソコンについては、再資源化事業者に取り渡され、全て手作業で解体し、情報ディスクはハードディスククラッシャーにて破壊されます。選別された貴金属やレアメタル等は全て国内循環にてリサイクルされます。

#### 2. 郵便局に持ち込み、メーカー等に引き渡す場合…「資源有効利用促進法」

不用となったパソコンは、メーカーのリサイクル窓口へ直接電話していただくか、メーカーのホームページをご覧ください。

申し込み後、メーカーより伝票が郵送されますので、梱包し、最寄りの郵便局へ持ち込んでください。

また、自作のパソコンや倒産したメーカー等のパソコンは、「一般社団法人 パソコン3R推進協会」が窓口となって回収を行っています。

一般社団法人  
パソコン3R推進協会



電話番号 03-5282-7685  
ホームページ <http://www.pc3r.jp>

### 注 意 事 項

- ① 個人情報やデータは全て消去してからクリーンセンターへ搬入するか、メーカー等に引き渡してください。
- ② 事業所から出るパソコンは受付しません。